

職場適応訓練制度のご案内

職場適応訓練とは

実際の職場で訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせることを目的として事業主の方に訓練を委託し、訓練修了後はその訓練を行った事業主に雇用してもらうことを期待して実施する制度です。

訓練対象者

主な訓練対象者は次のとおりです。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- 父子家庭の父
- 広域就職適格者
- 激甚災害地域離職者
- 母子家庭の母等
- 漁業離職者
- 離農転職者
- 中高年齢失業者等求職手帳所持者

※ 職場適応訓練の期間は、原則6ヶ月以内です。

ただし、重度障がい者や、中小企業において訓練を実施する場合は1年以内です。

※ 訓練期間中は不測の事態に備えて「労働者災害補償保険」に加入します(費用は県が負担します)。

※ 訓練を受けるためにはハローワークの受講指示が必要になります。

事業主の皆様へ

次の諸条件を全て満たす事業所の事業主が対象となります。

- (1) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- (2) 指導員として適当な従業員がいること。
- (3) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加している事業所の事業主であること。
- (4) 労働基準法及び労働安全衛生法その他の法律の定める安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
- (5) 訓練修了後、当該訓練生を雇用する見込があること。

訓練生1人につき、福島県の規定により定められた額が訓練費として支給されます。

これは、委託を受けた事業主が訓練生の指導や設備の改善に使用するために支給するものです。

訓練対象者	職場適応訓練費の額
重度障がい者	月額 25,000円
重度障がい者以外	月額 24,000円

多くの訓練生を受け入れていただくようお願いいたします。



訓練希望者の皆様へ

職場適応訓練を受講している方には、次の「基本手当」「受講手当」「通所手当」が支給されます。

基本手当

訓練を受ける期間の日数に応じて支給されます。

ただし、欠勤や14日を超える病休の場合、超える期間は支給されません。

地域区分	基本手当の額
福島市内	日額 3,930円
福島市以外の地域	日額 3,530円

受講手当

訓練生が実際に訓練を受けた日数に応じて支給されます。

日額 500円 (支給限度日数40日)

通所手当

訓練生の居住地から訓練場所までの旅費及び交通手段に応じて支給されます。

